

## 静岡ホーム保育学園 重要事項説明書

### 1 施設運営者

名 称	社会福祉法人静岡ホーム
代表者氏名	理事長 八木 暉
所 在 地	静岡市葵区井宮町183番地
電 話 番 号	054-272-2379
法人設立年月日	昭和27年5月8日
定款の目的に定めた事業	保育所の経営 一時預かり事業

### 2 事業の目的、運営方針

事業の目的	<p>・キリスト教の主義精神に則り、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援する。</p>
運営方針	<p>創設者ロバート・エンバーソンの精神である、キリスト教の愛と家庭的な雰囲気を大切にし、乳幼児の健全な育成を図る。</p> <p style="text-align: center;">「元気で 遊び 心豊かにやさしい子」</p> <p>① 子どもたち、家庭の人、地域の人が笑顔になる保育学園          ② 保育目標の遵守          ③ 保育園としての環境整備と人材育成</p>

### 3 施設の概要

施 設 の 種 類	保育所	
施 設 の 名 称	静岡ホーム保育学園	
開 設 年 月 日	昭和23年12月21日	
施 設 の 所 在 地	静岡市葵区井宮町183番地	
連 絡 先	電話番号 054-272-2379 F A X 054-272-2353	
事 業 所 番 号	108	
管 理 者	園長 横山 羊子	
利 用 定 員	満3歳以上の児童【2号】	75人
	満1歳以上満3歳未満の児童【3号】	50人
	満1歳未満の児童【3号】	15人
職 員 数	33人	
嘱 託 医	○昭府小児科クリニック	TEL 054-253-0252
	○片山歯科クリニック	TEL 054-271-8228

#### 4 開園日・開園時間及び休園日

保育を提供する日	月曜日から土曜日までただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日は休園とする。	
保育を提供する時間	保育標準時間認定	午前7時から午後6時までの範囲内で保育を必要とする時間 ※ 午後6時から午後7時までの範囲内で延長保育を実施。
	保育短時間認定	午前8時30分から午後4時30分までの間で保育を必要とする時間 ※ 午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後7時までの範囲内で延長保育を実施。

#### 5 施設・設備等の概要

敷地	面積	2507.65㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造2階建	
	延床面積	1369.72㎡	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	0.1歳乳児室	3室	155.32㎡
	2歳乳児室	1室	57.62㎡
	保育室	3室	186.5㎡
	調乳室	1室	87.1㎡
	事務室・医務室・会議室	2室	79.8㎡
	ランチルーム兼ホール	1室	167.41㎡
	トイレ・その他	20室	635.97㎡

本園では「静岡県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年静岡県条例第8号。以下「市条例」という。）」の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

#### 6 職員の状況（平成31年4月1日現在）

職種	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格
園長	1人	保育士・幼稚園教諭	人	
主任保育士	1人	保育士・幼稚園教諭	人	
副主任保育士 専門リーダー	3人 3人	保育士・幼稚園教諭	人	
職務分野別リーダー	2人 (2)栄養・事務	保育士・幼稚園教諭	人	
保育士	3人	保育士・幼稚園教諭	14人	保育士・幼稚園教諭
保育補助			2人	
栄養士	2人	栄養士		
調理員	1人	調理師		
事務員	1人			

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

## 7 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

- (1) 保育計画
- (2) 歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。
- (3) 毎日の保育の流れ

一日の保育スケジュールは、以下のとおりです。

7:00	保育開始
7:00～ 9:30	登園
9:30～11:00 (乳児)・11:30	自由な遊び・散歩・活動
11:00 (乳児)・11:30 (幼児)～	給食
12:30 (乳児)・13:00 (3歳児)～	午睡
	(4・5才児) 休息・自由な遊び
15:00 ～	おやつ
16:00 ～	順次降園
18:00 ～	延長保育
19:00	保育終了

### (3) 食事の提供

給食等の方針	保育園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。 (離乳食の対応)
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	食材の中で食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。 ご相談の上、除去等の必要な対応を取ります。

### (4) 健康診断

#### ①健康診断

年2回、嘱託医が検診します。結果については、乳幼児保健表又は成長記録に記載します。

#### ②身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、シール帳または、成長記録に記載します。

### (5) その他

子育て支援事業の実施

未就園児その保護者を対象にあそび・子育ておしゃべりサロン‘くまちゃんひろば’を年12回開催し交流・情報提供・遊びの場を提供する

## 8 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町に対し当該市町が定める保育料をお支払いいただきます。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る徴収

(1) に掲げる保育料のほか、実費として下記費用を負担していただきます。

(2020年4月1日現在)

項目	対象年齢	金額	
副食費	3・4・5歳児	月額	4800円
主食費	3・4・5歳児	月額	200円
カバン代	3・4・5歳児	入園時	3300円程度
被服費(帽子・体操服など)	3・4・5歳児	入園時	実費 (R2.8700円程度)
被服費(帽子など)	～2歳児	入園時	実費 (R2.5500円程度)

※ 上記のほか、午睡時、敷きパットを用意していただきます。

### (3) 延長保育料

対象	時間	料金
保育短時間認定	午前8時から午前8時30分まで	日額200円
	午後4時30分から午後5時まで	日額200円
	午後5時00分から午後6時まで	日額200円
	午後6時00分から午後7時まで	日額200円
保育標準時間認定	午後6時から午後7時まで	日額200円

★保護者会に加入していただく場合、別途、保護者会費（全園児）  
月額400円

## 9 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用児童が小学校に就学したとき。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

## 10 緊急時の対応

保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医又はかかりつけ医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

## 11 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	保育園賠償責任保険・保育園児団体傷害保険
保険の内容	保育園賠償責任保険 1事故につき 10億円 1名につき 2億円 保育園児団体傷害保険 入院 1,500円 通院1,000円

## 12 非常災害時の対策

消防計画の作成	提出先：追手町消防署 届出日：平成29年12月14日 防火管理者：園長 横山 羊子
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、消火器
避難訓練	火災及び地震を想定し、月1回実施

## 13 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 横山 羊子
-------------	----------

## 14 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情受付担当者	主任保育士 池田 直子	
苦情解決責任者	園長 横山 羊子	
第三者委員	田村佐起子	連絡先 054-271-1852
	徳田登志子	連絡先 054-237-1045
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。	

## 附 則

- 1 平成27年3月作成 4月1日から実施する。
- 2 この改正は 平成30年4月1日から適用する。
- 3 この改正は 平成31年4月1日から適用する。
- 4 この改正は 令和2年4月1日から適用する。